

北門通り 沿い樹木選定作業

仕様書

1. 目的

本仕様書は、日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所（以下「機構」という。）の構内の樹木において、樹木の剪定作業を受注者に請負わせるものである。

受注者は、関係法令及び規程類を十分に理解し、受注者の責任と負担において、本業務を実施するものとする。

2. 作業範囲

(1) 作業場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所（詳細は別紙のとおり。）

3. 作業内容

(1) ・北門警備所付近～物品倉庫付近間、約 440m の樹木を剪定し、

歩道および車道を確保する。(別紙：作業実施場所 ①)

・北門警備所付近～環境技術開発棟付近間、約 130m の樹木を剪定する。

(別紙：作業実施場所 ②)

カイツカイブキは、地上から約 1m の範囲を枝払いし、1m を超える高さの範囲は剪定をすること。なお、剪定に当たっては、現状の樹形、樹種の自然の形状を考慮し、機構担当者の指示に従うこと。

(2) 作業により発生した剪定枝（幹、葉を含む）は、受注者にて処分する。

(3) 作業終了後、作業場所の清掃を実施する。

4. 納期及び作業指示

(1) 納期

令和 8 年 1 月 30 日（金）

(2) 作業時間

原則として 9 : 00 ~ 17 : 30 とする。ただし、機構担当者から別途指示があった場合はその指示に従うこと。

(3) 作業指示

受注者は、指示された期間において作業が終了するように作業工程表を作成すること。

なお、天候等の影響により作業工程に変更が生じる場合は、機構担当者と協議の上、変更した作業工程表を速やかに作成し、提出するものとする。

5. 提出書類

No	書類名	提出期日	部数	備考
1	作業安全組織・責任者届	契約後速やかに	1 部	*1
2	作業関係者名簿	同上	1 部	

3	作業工程表	同上	1 部	
4	一般安全チェックリスト	同上	1 部	
5	リスクアセスメントシート	同上	1 部	
6	委任又は下請負等の承認について	同上	1 式	*2
7	作業要領書（作業手順書）	同上	1 部	
8	K Y 実施記録作業日報	作業日の翌日まで	1 部	
9	作業日報	同上	1 部	
10	作業報告書（記録写真含む）	作業終了後すみやかに	1 部	
11	その他機構が必要とする書類			詳細は別途協議

*1：作業安全組織・責任者届において、現場責任者及び現場分任責任者には、機構の発行する「作業責任者等認定証」を所持する者を選任し、同認定証の写しを添付すること。

*2：委任又は下請負届については、提出から2週間以内に機構から受注者へ変更請求を行わない場合には、自動的に承認したものとみなす。

（書類提出場所）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所 運営管理部 総務・共生課

6. 検収条件

終了後、上記 5. に定める提出書類の確認及び目視による現地確認を行い、仕様書で定める作業が実施されたと認めたときをもって作業完了とする。

なお、これら確認の結果、仕様内容を満足していないと認められた場合には、受注者は直ちに自己の責任と負担において、良好であると確認されるまで作業を行うこととする。

7. 統括責任者

受注者は本契約作業を履行するに当たり、受注者を代理して直接指揮命令する者及びその代理者を選任し、次の業務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の作業従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約作業履行に関する機構担当者との連絡及び調整
- (3) 受注者の作業従事者の規律秩序の保持及びその他本契約作業の処理に関する事項

8. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約に置いて、グリーン購入法（国による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

9. 特記事項

- (1) 作業に先立ち、大洗原子力工学研究所構内における作業に必要な「作業責任者等認定証」を作業開始前までに取得すること。
- (2) 施設、車両、物品等を損傷しないよう注意して作業を実施すること。作業中に毀損した場合は、速やかに機構担当者に報告し、現状復旧を行うこと。
- (3) 車両又は留置してある物品、道路及び歩道周辺で作業を実施する場合は、必要に応じてカラーコーン等による立入を規制する措置又は養生を行うこと。
- (4) 作業期間中、車両等の通行に十分注意を払い作業を行うとともに、作業後は後片付けを行うこと。また、用具等を道路上に放置しないこと。
- (5) 受注者は、機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、機構の規程類を遵守し安全性に配慮して作業を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (6) 受注者は作業を実施することにより取得した情報を、第三者に有償又は無償で提供してはならない。
- (7) 受注者は異常事態等が発生した場合、機構担当者の指示に従い行動すること。
- (8) 受注者は、作業従事者に関しては労基法、労安法その他法令上の責任及び従事者の規律秩序並びに風紀の維持に関する責任を全て負うものとする。
- (9) 現場作業があるため、大洗原子力工学研究所が定める「安全管理仕様書」に従う。

10. 検査員及び監督員

検査員	管財担当課長
監督員	運営管理部 総務・共生課員

11. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、機構担当者と協議の上、その決定に従うものとする。

別紙：作業実施場所

